

7監公表第 2 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和7年 4月 24日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 田中 夏代子

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

財務監査（定期監査）

2 監査の対象

都市整備部

建設課 都市計画課 下水道課 産業課 地域づくり課

農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの財務に関する事務の執行
状況

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われて
いるかを主眼とした。

5 監査実施日

令和7年3月6日(木) 建設課 都市計画課 下水道課

令和7年3月7日(金) 産業課 地域づくり課 農業委員会事務局

6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に事務処理されていると認める。